

志布志市立志布志小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月策定
令和8年4月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても本人が否定する場合も多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子を観察して確認する必要がある。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害者に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話（SNS等）を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

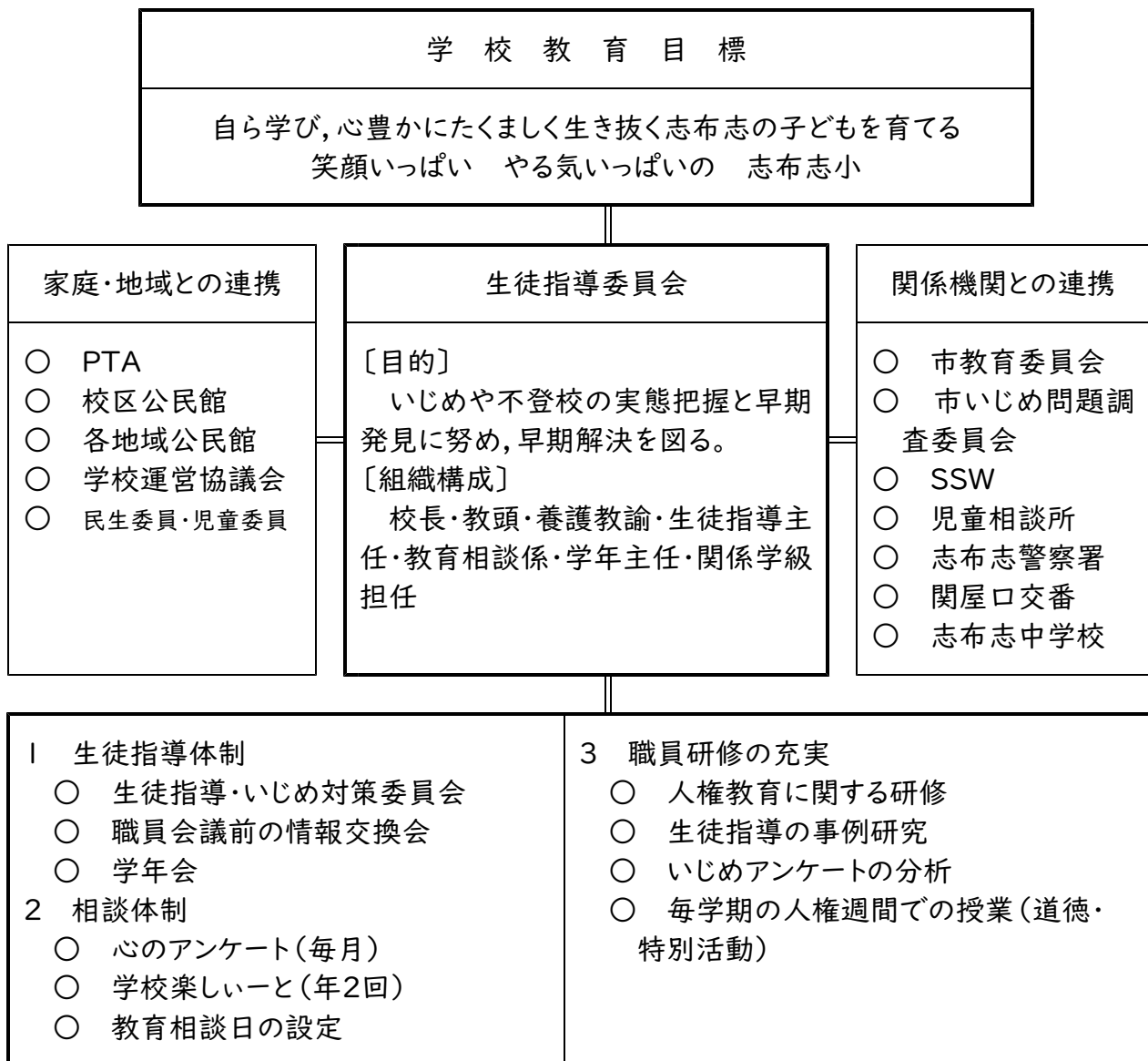
2 いじめ防止基本方針の策定に当たって

本県の基本方針「1件でも多く発見し、それを解消する」を踏まえて、志布志小学校でも「必ずいじめはある」との認識のもとに、いじめをできるだけ早く発見・解決して、全ての児童が「楽しく充実した学校生活を送る」ことができるように、この基本方針を策定した。

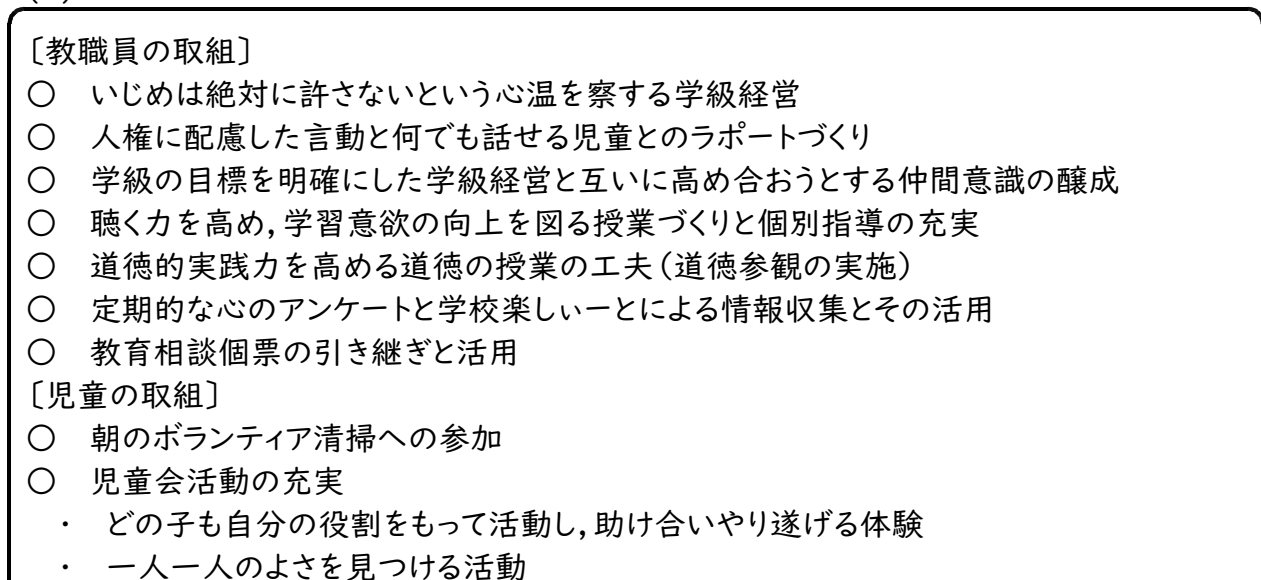
- いじめは絶対に許されない行為であることを伝える。
- 教師はいじめられた子供を守り抜くことを伝える。
- 自ら命を絶ってはならないことを伝える。

3 基本方針

(1) 組織構成



(2) いじめの未然防止



〔保護者の取組〕

- PTA活動への積極的な参加と情報交換
- 家庭教育学級での人権に関する研修会への参加
- 地域行事への積極的な参加
- 子どもの変化への対応(会話,持ち物,身体のおざ 等)

〔地域の取組〕

- 子どもたちへの積極的な声かけ
- 地域行事の実施と工夫・改善
- 地域環境の整備と見守り,パトロール

(3) いじめの早期発見

〔教職員の取組〕

- 「心のアンケート」や「学校楽しいと」「生活ノート」による情報収集
 - * 悩みを打ち明けられない児童がいる事への配慮
- 教育相談旬間を通して,人間関係の掌握。
- いじめと思われる事例が生じたときの対応
 - ・ 担任→学年主任→生徒指導主任→管理職の順で速やかに報告(一人で解決しようとしないことが肝要である)
 - ・ 関係者を集めての事実確認
 - ・ いじめと確認された場合,全職員の情報共有

〔児童の取組〕

- 悩みの相談(担任,養護教諭,話しやすい教職員)

〔保護者の取組〕

- 家庭での細かな観察
- 担任へ報告

〔地域の取組〕

- 見守り活動や地域行事で気になったことは学校へ報告

(4) いじめに対する処置

いじめがあることが確認された場合,直ちにいじめを受けた児童といじめを知らせてきた児童の安全を確保し,いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。この際,組織的な対応を行うことが肝要であり,家庭や教育委員会への連絡・相談や内容によっては,関係機関との連携を図る。

〔教職員の取組〕

- 緊急の生徒指導委員会を開催し,学校長のリーダーシップのもと対応する。
- 具体的な対応に当たっては,いじめられた側を守るという基本姿勢の元,当該児童の自尊感情を損なうことなく,気持ちにより添いながら解決を図るようにする。
 - いじめられた児童の保護者に対しては,家庭訪問を繰り返し,家庭と連携を図りながら解決することを理解してもらう。また,児童の変化に十分注意してもらうように依頼する。
 - いじめた児童に対しては,いじめられた児童の心情を共感的に理解できるような指導を基本とし,自分の行為が絶対に許されないものであることを認識させる。その上で,真摯な反省と謝罪を促す。いじめた児童の保護者に対しては,事実を正確に伝え,よりよい解決をしたいという学校の真意を理解してもらうようにする。その上で,学校と保護者で児童のよ

りよい成長のために協力することを確認し合う。

【重大事案の発生への対処】

〰 重大事案の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な被害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童がいじめを理由に欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
児童や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
重大事態に至る調査内容（疑いが生じた段階で調査開始）
- いつ（いつ頃から） ○ 誰から行われ ○ どのような様態であったか
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

- 学校長は直ちに市教育委員会を通して、「市いじめ問題専門委員会」へ事実を報告する。
- 学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- 状況に応じて、PTAや学校運営協議会等への協力を依頼する。
- 犯罪行為の可能性がある場合には、直ちに志布志警察署に通報し協力を得る。
- 両方の保護者が対立してトラブルを起こさないように情報の共有化を図る。

〔児童の取組〕

- 学級全体の問題ととらえ、全員がよりよい学級づくりに取り組む。
- いじめの傍観者もいじめ加害者であるという気持ちを持ち、全員がいじめ解消に向けての取組について考え、話し合う。

〔保護者の取組〕

- 学校の取組への協力と情報提供
- いたずらに噂話を広めたり、推測で一方を非難したりしない。

年間計画

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学級経営の充実	年間計画立案	相談個票の引継ぎ	「いじめ問題を考える週間	パソコンの使い方	教育相談	特別支援教育
5	いじめの実態把握	生徒指導委員会	心のアンケート	人権週間(標語作成)			人権同和教育
6	いじめの実態把握		心のアンケート 学校楽しいーと			教育相談	
7	いじめの実態把握	夏休み校外指導	心のアンケート			教育相談	
8	いじめの実態把握	夏休み校外指導				教育相談	特別支援教育 生徒指導
9	学級経営の充実	生徒指導委員会	心のアンケート	「いじめ問題を考える週間	携帯ネット利用実態調査		人権同和教育
10	いじめの実態把握		心のアンケート				生徒指導
11	いじめの実態把握		心のアンケート	心の教育の日(道徳授業参観)			
12	いじめの実態把握	冬休み校外指導	心のアンケート	人権週間(ひまわり集会)			
1	学級経営の充実		心のアンケート	「いじめ問題を考える週間	ルールやマナー		
2	いじめの実態把握	生徒指導委員会	心のアンケート 学校楽しいーと	人権週間			人権同和教育
3	1年間のまとめ		心のアンケート				

いじめ発見のチェックポイント

場面等	観察の視点(特に変化が見られる点)
朝の会	○遅刻・欠席が増える。 ○時間ぎりぎりの登校が目立つ。 ○表情が冴えず、うつむきかげん。 ○健康観察の際、声が小さい。 ○心の健康観察アプリ
授業の開始等	○忘れ物が多くなる。 ○涙を流した気配が感じられる。 ○用具・机・椅子等が散乱している。 ○一人だけ遅れて教室に入る。 ○周囲が何となくざわついている。
授業中	※不真面目な態度で授業を受ける。 ○正しい答えを冷やかされる。 ※テストを書きなぐりて出す。 ○グループ分けて孤立しがちである。 ○ひどいあだ名で呼ばれる。 ○頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
休み時間	※大声で歌を歌う。 ※仲良しでない者とトイレに行く。 ○一人でいることが多い。 ○プロレスごっこで負けることが多い。 ○用もないのに職員室に来る。 ○遊びの中で孤立しがちである。 ○わけもなく階段等を歩いていることが多い。 ○集中してボール等を当てられる
給食等	○好きなものを友達に譲る。 ○嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ○食べ物にいたずらされる。 ○グループ分けて孤立しがちである。
清掃時	○目の前にごみを捨てられる。 ○最後まで一人でする。 ※サボることが多くなる。 ※人の嫌がる仕事を一人でする。
放課後	○衣服が汚れている。 ○用もないのに残っていることがある。 ○顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○急いで一人で帰宅する。 ○少年団に参加しなくなる。 ※他の子の荷物を持って帰る。
その他の動作や表情	○活気なくおどおどした感じになる。 ○寂しそうに暗い表情をする。 ○視線を合わさない。 ○教師と話するとき不安な表情をする。 ○手遊びなどが多くなる。 ○独り言を言う。 ○委員会等をやめたいと申し出る。 ※言葉づかいが荒くなる。
持ち物や服装	○教科書にいたずら書きされる。 ○持ち物・靴・傘などを隠される。 ○刃物など危険なものを所有する。 ※高価なものを学校に持ってくる。
その他	○日記・作文・絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ○教科書・教室の壁・掲示物などに落書きがある。 ○教材費・学級費などの提出物が遅れる。 ○飼育動物や昆虫などに残虐行動をする。 ※学校のきまりの違反、万引きなどの問題行動を行う。(無理にやらされている可能性があるもの)